

質問その 6 ; 取引先からクラウドサービスで請求書をもらう場合も対象ですか？

答え ; はい、「電子取引」に当てはまるので“データでの保存”が必要です。

請求書のやり取りについてクラウドサービスを利用する場合は、取引相手と直接、日付や金額等の取引情報をやり取りするものでなくても、

- ・まずは請求書等のデータをクラウドサービスにアップロード
- ・そして、その請求書等データをお互いに共有

というのが一般的ですので、取引相手とお互いにデータを「共有する」ということも取引情報をデータで受け取る（又は送る）という行為とされます。

【参考 ; 国税庁 HP 「一問一答」 より、もともとの文章】

問 6 当社は、取引先からクラウドサービスを利用して請求書等を受領しておりますが、クラウドサービスを利用して受領した場合には、電子取引に該当しますか。

【回答】

クラウドサービスを利用して取引先から請求書等を受領した場合にも、電子取引に該当します。

【解説】

請求書等の授受についてクラウドサービスを利用する場合は、取引の相手方と直接取引情報を授受するものでなくても、請求書等のデータをクラウドサービスにアップロードし、そのデータを取引当事者双方で共有するものが一般的ですので、取引当事者双方でデータを共有するものも取引情報の授受にあたり、電子取引に該当します。